

人口 17.5.1 現在
 ()内は前月比
 人口 / 335,537人(+1,170)
 男 / 159,901人(+760)
 女 / 175,636人(+410)
 4月分・出生 182人
 ・死亡 221人
 ・転入 2,478人
 ・転出 1,269人
 世帯 / 133,524世帯(+958)



INFORMATION

市役所からのお知らせ

1 市・県民税の納税通知書を6月1日(水)に発送



平成17年度の市・県民税の納税通知書を6月1日(水)にお送りします。課税明細書を添えていますので、税額などをお確かめください。今年度も、所得割額の15%相当額(4万円が限度)の定率減税を行っています。

また、税制改正により、配偶者の所得が38万円を超えない場合の配偶者特別控除が廃止、夫に均等割額(4千円)が課税された妻にも均等割(2千円)が課税、となりました。課税内容についての問い合わせは、市民税課
 ①tel(866)2055、河辺市民センター
 ②tel(882)5171、雄和市民センター
 ③tel(886)540へご連絡。

なお、災害などの特別な事情があるかたには、市・県民税の減免制度がありますので、納期限の7日前までに市民税課、河辺・雄和市民センターへ申請してください。

また、納付についての相談は納税課へどうぞ。tel(866)2058

平成16年中の所得・課税証明書などを交付します

平成16年中の所得金額などに関する証明書は、納税通知書が送られるかたには、6月1日(水)から、市役所12番窓口、土崎・新屋支所、市民サービスセンター(アルヴェ1階)、河辺・雄和市民

センター、岩見三内・大正寺連絡所で交付します。証明書を請求する場合は、運転免許証や健康保険証など本人確認ができる書類をお持ちください。

なお、本人や同居親族以外のかたが証明書を請求する場合には、委任状が必要となります。証明関係についての問い合わせは、市民税課庶務担当へどうぞ。tel(866)2054

土・日・祝日の市税関係の証明書の請求はアルヴェでどうぞ

アルヴェ1階にある市民サービスセンターは土・日・祝日も利用できます。ただし、市税の申告をしていないかたや被扶養と確認できないかたの証明書、法人に関する証明書については平日のみの交付となります。市民サービスセンターtel(887)5320

2 秋田市観光振興計画の市民策定委員を募集

市では、「まつり」「観光地」「食」など観光資源の魅力を向上させる新たな観光振興計画を策定することにした。この計画に市民のかたの意見を反映するため、計画策定委員会に参加していただける市民委員(男女各1人)を募集します。

任期は来年3月までを予定。会議は4回程度、平日の日に開き、会議ごとに規程による報酬をお支払いします。一次審査書類選考と二次審査(簡単な面接)を行い、委員を選考します。

な面接)を行い、委員を選考します。

応募資格 秋田市に住所のある18歳以上(今年4月1日現在)のかたで、観光や旅行に興味があるかた。市の審議会などの委員、国・地方公共団体の議員または常勤職員でないかた

応募方法 商業観光課(市役所分館1階)、市民相談室(市役所1階)、土崎・新屋支所、河辺・雄和市民センターにある応募用紙に、「秋田市の観光について」というテーマで400字以上800字以内の作文を添えて、6月13日(月)まで郵送(当日消印有効)、ファクス、Eメール、持参のいずれかで商業観光課へ。

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 秋田市商業観光課tel(866)2112 ファクス(866)2425 Eメール to:inform@city.akiita.akita.jp

3 中山間地域等直接支払制度10集落が対象地域に

「中山間地域等直接支払制度」は、平地に比べ農業生産条件が不利で、高齢化や担い手の減少が著しい中山間地域などの農家に対し交付金を交付する制度です。農業生産活動を維持することによって、耕作放棄を防止し、ダム機能など農用地の持つ多面的機能を確保するために設けられています。

秋田市では、金足黒川・浦山、上新城上道川・上五十丁、太平貝ノ沢、下浜羽川、雄和繫・碓田・萱ヶ沢・中ノ



